

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	森・濱田松本法律事務所 弁護士 尾崎 健悟
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年1月29日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ストリーム
証券コード	3071
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所マザーズ市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	リシェン（香港）テクノロジー・ホールディングス・リミテッド（Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited）
住所又は本店所在地	香港、セントラル、リユエンストリートイースト9、リドンビルディング18階、B室 （Room B, 18/F., Li Dong Building, 9 Li Yuen Street East, Central, Hong Kong）
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 弁護士 尾崎 健悟
電話番号	03 - 6266 - 8929

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.5
訂正される報告書の報告義務発生日	平成27年6月16日
訂正箇所	平成27年6月23日に提出した変更報告書No.5の通し番号をNo.6に訂正するとともに、本店所在地の記載を訂正するため本訂正報告書を提出いたします。

（訂正前）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No.5

（訂正後）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No.6

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	リシェン（香港）テクノロジー・ホールディングス・リミテッド（Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited）
住所又は本店所在地	香港、ワンチャイ、ハーバーロード6-8、シュオンセンター20階、2003-06室 （Rooms 2003-06, 20/F, Shui On Center, 6-8 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	リシェン（香港）テクノロジー・ホールディングス・リミテッド（Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited）
住所又は本店所在地	香港、セントラル、リユエンストリートイースト9、リドンビルディング18階、B室 （Room B, 18/F., Li Dong Building, 9 Li Yuen Street East, Central, Hong Kong）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	